

一般財団法人大阪建築防災センター

適合証明業務手数料規程

制定年月日 平成 16 年 10 月 1 日
最終改定年月日 令和 4 年 1 月 5 日
番号 OT-03 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、独立行政法人住宅金融支援機構との適合証明業務に関する協定に基づき、一般財団法人大阪建築防災センター（以下「財団」という。）が実施する適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(新築住宅の一戸建て住宅（フラット 35、財形住宅融資、積立者向け融資）に係る手数料)

第 2 条 適合証明業務における新築住宅の一戸建て住宅の設計及び現場検査申請に係る手数料の額は、申請 1 件につき、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(新築住宅の共同住宅（フラット 35、財形住宅融資、積立者向け融資、賃貸住宅）に係る手数料)

第 3 条 適合証明業務における新築住宅の共同住宅の設計及び現場検査申請に係る手数料の額は、申請 1 件につき、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(新築住宅の軽微な変更に係る手数料)

第 3 条の 2 新築住宅の軽微な変更に係る手数料の額は、変更 1 件につき、別表第 2 の 3 に掲げるとおりとする。

(中古住宅（フラット 35、財形住宅融資、積立者向け融資）に係る手数料)

第 4 条 適合証明業務における中古住宅の申請に係る手数料の額は、申請 1 件につき、別表第 3 に掲げるとおりとする。

(中古住宅特例融資：リフォーム工事実施の申請に係る手数料)

第 4 条の 2 適合証明業務における中古住宅特例融資：リフォーム工事実施の申請に係る手数料の額は、申請 1 件につき、別表第 3 の 1 に掲げるとおりとする。

(住棟単位（中古らしくらくフラット 35 登録用）の申請に係る手数料)

第 4 条の 3 適合証明業務における住棟単位（中古らしくらくフラット 35 登録用）の申請に係る手数料の額は、申請 1 件につき、別表第 3 の 2 に掲げるとおりとする。

(リフォーム融資に係る手数料)

第5条 適合証明業務におけるリフォーム融資の申請に係る手数料の額は、申請1件につき、別表第4に掲げるとおりとする。

(手数料の減額、加算)

第6条 適合証明業務における検査が効率的に実施できる場合にあつては、効率の度合いに応じ、申請手数料を減額することができる。

2 単独申請の場合で、豊能郡豊能町・能勢町は、中間・竣工検査手数料に10,000円(税込)を加算する。(同日に複数がある場合は最初の一件のみ。)

(再発行手数料)

第7条 適合証明書の再発行手数料は、1通につき3,000円(税込)とする。

(規程に定めのない事項)

第8条 この規程に定めのない手数料については、別途協議し定める。

(附 則)

この規定は、平成16年10月1日から施行する。

(附 則)

この規定は、平成17年5月1日から施行する。

(附 則)

この規定は、平成19年6月20日から施行する。

(附 則)

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則)

この規定は、平成21年2月23日から施行する。

(附 則)

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

(附 則)

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

(附 則)

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

この規定は、平成29年6月8日から施行する。

(附 則)

この規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規定は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規定は、令和 4 年 1 月 5 日から施行する。

【別表第 1】 新築住宅の一戸建て住宅（フラット 35、財形住宅融資、積立者向け融資）に係る手数料

表 1 の基本額に表 2 の組み合わせによる合計額を加算する。

表 1 (消費税等 10%込み、単位：円)

区分	設計検査	中間検査		竣工検査	
		通常料金	同時検査	通常料金	同時検査
財団に建築確認を申請した場合	6,000	16,000	8,000	17,000	9,000
財団以外の建築確認によるもの	11,000	16,000	16,000	17,000	17,000
財団で設計検査を受けたもの		16,000	8,000	17,000	9,000

表 2 優良住宅取得支援制度の利用 (消費税等 10%込み、単位：円)

	設計検査	中間検査	竣工検査
耐震性に関する基準 (免震含)	16,000	2,000	2,000
バリアフリー性に関する基準	6,000	2,000	2,000
省エネルギー性に関する基準※ 1	16,000	2,000	2,000
耐久性・可変性に関する基準※ 2	6,000	2,000	2,000

※ 1 「基準適合住宅」・「住宅事業建築主基準に係る適合証」・「認定低炭素住宅」・「性能向上計画認定住宅」及び「BELS 評価書」を取得した住宅を除く。

※ 2 「長期優良住宅」の認定を受けた住宅を除く。

注) 中間及び竣工検査の同時検査とは、建築基準法に基づく中間検査及び完了検査と同時のことをいう。

【別表第2】 新築住宅の共同住宅（フラット35、財形住宅融資、積立者向け融資、賃貸住宅）に係る手数料

① フラット35登録マンションの場合 (消費税等10%込み、単位：円)

住戸数	設計検査	竣工検査
1～10戸	12,000	36,000
11～20戸	15,000	54,000
21～30戸	17,000	72,000
31～40戸	19,000	90,000
41～50戸	21,000	108,000
51～60戸	24,000	126,000
61～70戸	26,000	144,000
71～80戸	28,000	162,000
81～90戸	30,000	180,000
91～100戸	32,000	198,000
101戸～	35,000	220,000

優良住宅取得支援制度の利用 (消費税等10%込み、単位：円)

住戸数	設計検査	竣工検査
1～10戸	19,000	46,000
11～20戸	21,000	69,000
21～30戸	24,000	92,000
31～40戸	25,000	115,000
41～50戸	28,000	138,000
51～60戸	30,000	161,000
61～70戸	32,000	184,000
71～80戸	34,000	207,000
81～90戸	36,000	230,000
91～100戸	39,000	253,000
101戸～	41,000	280,000

② フラット35登録マンション以外の場合（一戸あたり）(消費税等10%込み、単位：円)

設計検査	竣工検査
12,000	36,000

優良住宅取得支援制度の利用 (消費税等10%込み、単位：円)

設計検査	竣工検査
19,000	46,000

【別表第2の3】 新築住宅の軽微な変更に係る手数料 (消費税等10%込み、単位：円)

変更内容	手数料
変更内容が耐震性に関する基準で再度審査が必要なもの※1	許容応力度計算 壁量計算 5,000
変更内容が省エネルギー性に関する基準で再度審査が必要なもの	外皮計算＋一次エネルギー消費量計算 一次エネルギー消費量計算 5,000

※1 財団の他の申請において審査を行う場合を除く

【別表第3】 中古住宅に係る手数料

① 一戸建て住宅

(消費税等10%込み、単位：円)

種別	手数料
フラット35	55,000
財形住宅融資 (リ・ユース) (リ・ユースプラス)	55,000
積立者向け融資	55,000
優良住宅取得支援制度の利用 中古タイプ含む	55,000

② マンション

(消費税等10%込み、単位：円)

種別	登録なし	登録あり
フラット35	57,000	48,000
財形住宅融資 (リ・ユース) (リ・ユースプラス)	57,000	48,000
積立者向け融資	57,000	48,000
優良住宅取得支援制度の利用 中古タイプ含む	57,000	48,000

【別表第3の1】 中古住宅特例融資：リフォーム工事実施に係る手数料

① 一戸建て住宅

(消費税等10%込み、単位：円)

種別	手数料
フラット35	63,000

財形住宅融資	
優良住宅取得支援制度の利用	63,000

② 共同住宅

(消費税等 10%込み、単位：円)

種別	手数料
フラット 35 財形住宅融資	65,000
優良住宅取得支援制度の利用	65,000

【別表第 3 の 2】 住棟単位の適合証明（中古マンションらくらくフラット 35 登録用）に係る手数料
(消費税等 10%込み、単位：円)

種別	手数料
個別登録コース 20 年登録コース	57,000 円 + 1,500 円/戸

中古住宅で耐震評価が必要な建築物に係る手数料は、一戸建ての住宅、マンション共に上記の手数料に 20,000 円（税込）を加算する。

なお、耐震評価が必要な建築物とは、建築確認日が昭和 56 年 5 月 31 日以前（建築確認日が不明な場合は、新築時期（表示登記の「原因及びその日付」に記載された日）が昭和 58 年 3 月 31 日以前）の建築物をいう。

【別表第 4】 リフォーム融資に係る手数料

(消費税等 10%込み、単位：円)

種別	手数料
財形住宅融資等 積立者向け融資	60,000
バリアフリーリフォーム等 (高齢者返済特例制度)	60,000
耐震リフォーム	別途見積